

日本肝がん分子標的治療研究会 会則

第1章「名称及び事務局」

第1条 本会は日本肝がん分子標的治療研究会と称する。

(英名 Japan Association of Molecular Targeted Therapy for Hepatocellular Carcinoma)

(略称 JAMTT-HCC)

第2条 本会の事務局は、近畿大学医学部内科学講座消化器内科学部門におく。

第2章「目的および事業」

第3条

1. 肝がん分子標的治療に関する基礎的、臨床的研究
2. 肝がん分子標的薬の開発に関する情報の共有
3. 肝がん分子標的薬の臨床試験に関する検討
4. 肝がん分子標的薬の既存の肝癌治療アルゴリズムにおける位置付けの検討
5. 肝がん分子標的薬の副作用対策に関する検討
6. 肝がん分子標的薬と他の薬剤(抗がん薬・分子標的薬)との併用に関する有効性・安全性の評価
7. 肝がん分子標的薬と他の治療法の組み合わせによる治療法の有効性・安全性の評価
8. 肝がん分子標的薬の薬効・安全性を予測するバイオマーカーの探索研究
9. 研究成果の公表・啓蒙活動(抄録集や印刷物の刊行など)
10. その他本会の目的を達成するために必要な研究
11. 肝がんの分子機構と標的分子の解明研究

第4条

1. 学術集会を年1~2回開催する。
2. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章「会員及び役員」

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同し、研究会に年会費を納めた者とする。

第6条 本会は役員として、代表世話人1名、世話人若干名(うち1名 当番世話人)及び顧問若干名をおく。

第4章「研究会、世話人会」

第7条 学術集会は当番世話人が主催する。開催地、期日は当番世話人、代表世話人、顧問が定め、世話人会で承認を得る。世話人会は代表世話人が招集し議長となる。

第8条 世話人の増員・変更は世話人の推薦により世話人会に諮って決定する。

第9条 本会の経費は学術集会参加費、会員年会費、寄付金、協賛金その他をもってこれにあてる。

第10条 会計業務は事務局および各開催の当番世話人が担当する。

第11条 会計年度は4月~翌年3月迄とし、世話人会で会計報告を行い承認を得る。

第5章 「その他」

第12条 本会則の施行及び変更についての細則は、世話人会の議を経て別に定める。

第13条 会計監査委員を2名置く。

第6章 附則

第14条 1. 本会則は2009年7月3日より施行する。

施行細則

1. 本会の在り方については5年毎に見直すこととする。
2. 本会の年会費は当面2,000円とし、会員名簿は事務局で保管することとする。